区分						基準エネルギー消費効率
区分名	想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	
1	標準	240リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
2					多缶	2.4
3				無	一缶	3.0
4					多缶	2.6
5			寒冷地仕様	有	一缶	2.3
6					多缶	2.0
7				無	一缶	2.6
8					多缶	2.3
9		240リットル以上320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
10					多缶	2.8
11				無	一缶	3.2
12					多缶	2.8
13			寒冷地仕様	有	一缶	2.3
14					多缶	2.0
15				無	一缶	2.7
16					多缶	2.3
17		320リットル以上550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	3.3
18					多缶	2.8
19				無	一缶	3.2
20					多缶	2.8
21			寒冷地仕様	有	一缶	2.7
22					多缶	2.3
23				無	一缶	2.7
24					多缶	2.3
25		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9
26					多缶	2.5
27				無	一缶	2.9
28					多缶	2.5
29			寒冷地仕様	有	一缶	2.4
30					多缶	2.1
31				無	一缶	2.5
32					多缶	2.2
33	少人数	—	寒冷地仕様以外のもの	有	—	2.4
34				無		2.8
35			寒冷地仕様	有		2.0
36				無		2.4

備考１　「貯湯容量」とは、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｃ9220（2011）「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。

備考２　「寒冷地仕様」とは、ＪＩＳ　Ｃ9220（2011）に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。

備考３　「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能を指す。

２　表示事項等

２－１　表示事項

ヒートポンプ給湯機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　エネルギー消費効率

ニ　製造事業者等の氏名又は名称

２－２　遵守事項

⑴　２－１のハに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値を小数点以下１桁まで表示すること。

⑵　２－１に掲げる表示事項の表示は、消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に分かりやすく表示すること。

⑶　２－１のハに掲げるエネルギー消費効率は、ふろ保温機能を有する場合は、年間給湯保温効率を表示し、ふろ保温機能を有しない場合は、年間給湯効率を表示すること。

⑷　寒冷地仕様の場合は、その旨明記した上で、ＪＩＳ　Ｃ9220（2011）に規定する方法により測定した数値を用いて算定した寒冷地におけるエネルギー消費効率を表示すること。